

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 1 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)等による特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価表 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県教育委員会は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県教育委員会

公表日

令和6年3月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)等による特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 |
| ②事務の概要 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)等に基づき、特別支援学校等へ就学している幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を援助する事業で、調書等受付事務、支弁段階決定事務、支給事務、報告事務を行う。 特定個人情報ファイルは、就学奨励費の支弁区分の決定に係る世帯の収入状況の事実についての審査及び就学奨励費の支給に関する事務に使用している。 |
| ③システムの名称 | 団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、特別支援教育就学奨励費支援システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 特別支援教育就学奨励費情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 番号法第9条第2項 愛媛県個人番号の利用に関する条例第1条第1項 別表第1 17の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条 各号 番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ及び同条第2号から第6号まで、第44条第1号ナ及び第2号から第6号まで |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課 |
| ②所属長の役職名 | 特別支援教育課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 TEL089-912-2965 FAX089-912-2964 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 TEL089-912-2965 FAX089-912-2964 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成28年1月14日 | 評価書名 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による... | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)等による... | 事後 | |
| 平成28年1月14日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／①事務の名称 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による... | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)等による... | 事後 | |
| 平成28年1月14日 | 3. 個人番号の利用／法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 26の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第22条 | 番号法第9条第1項 別表第一 26の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第22条 番号法第9条第2項 愛媛県個人番号の利用に関する条例第1条第1項 別表第1 8の項 | 事後 | |
| 平成28年1月14日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 37の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令第23条 各号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令第19条第1号ソ及び同条第2号から第5号まで、第44条第1号ソ及び第2号から第5号まで | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 37の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令第23条 各号 番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令第19条第1号ソ及び同条第2号から第5号まで、第44条第1号ソ及び第2号から第5号まで | 事後 | |
| 平成31年3月26日 | 3. 個人番号の利用／法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 26の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第22条 番号法第9条第2項 愛媛県個人番号の利用に関する条例第1条第1項 別表第1 8の項 | 番号法第9条第1項 別表第一 26の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第22条 番号法第9条第2項 愛媛県個人番号の利用に関する条例第1条第1項 別表第1 11の項 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成31年3月26日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第23条 各号 番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号ソ及び同条第2号から第5号まで、第44条第1号ソ及び第2号から第5号まで</p> | <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第23条 各号 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ネ及び同条第2号から第6号まで、第44条第1号ネ及び第2号から第6号まで</p> | 事後 | |
| 令和5年9月7日 | I 3. 個人番号の利用／法令上の根拠 | <p>番号法第9条第1項 別表第一 26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 番号法第9条第2項 愛媛県個人番号の利用に関する条例第1条第1項別表第1 11の項</p> | <p>番号法第9条第1項 別表第一 26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 番号法第9条第2項 愛媛県個人番号の利用に関する条例第1条第1項別表第1 14の項</p> | 事後 | |
| 令和5年9月7日 | I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第23条 各号 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ネ及び同条第2号から第6号まで、第44条第1号ネ及び第2号から第6号まで</p> | <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条 各号 番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ及び同条第2号から第6号まで、第44条第1号ナ及び第2号から第6号まで</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和5年9月7日 | Ⅱ 1. 対象人数／いつ時点の計数か | 平成27年12月1日 時点 | 令和5年7月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年9月7日 | Ⅱ 2. 取扱者数／いつ時点の計数か | 平成27年12月1日 時点 | 令和5年7月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年9月7日 | Ⅳ 3. 特定個人情報の使用／目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | 課題が残されている | 十分である | 事後 | |
| 令和6年3月26日 | Ⅰ 3. 個人番号の利用／法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 番号法第9条第2項 愛媛県個人番号の利用に関する条例第1条第1項別表第1 14の項 | 番号法第9条第1項 別表第一 26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 番号法第9条第2項 愛媛県個人番号の利用に関する条例第1条第1項別表第1 17の項 | 事後 | |
| 令和6年3月26日 | Ⅱ 1. 対象人数／いつ時点の計数か | 令和5年7月1日 時点 | 令和6年3月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年3月26日 | Ⅱ 2. 取扱者数／いつ時点の計数か | 令和5年7月1日 時点 | 令和6年3月1日 時点 | 事後 | |